

野外焼却は
原則的に禁止されています

一般廃棄物(家庭ごみなど)を法令などにより認められた焼却設備を使用しないで焼却すること、例えばドラム缶や一斗缶、ブロックや鉄板の囲いでの焼却は禁止されています。また、産業廃棄物も法令などで処理方法が定められていて、野外焼却が禁止となっています。

野外焼却の例外

一般廃棄物の野外焼却の禁止については、次のような例外事項があります。ただし、これらの例外事項の場合であっても、できる限り周辺の生活環境に配慮する必要があります。

- ▼伝統的行事、風俗慣習的行事のための焼却行為Ⅱ「お焚き上げ」「お祭り」など
- ▼学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為Ⅱ「キヤンプファイヤー」など
- ▼知事が特にやむを得ないと認める焼却行為Ⅱ「災害時の応急対策のため」樹木や農作物の病虫害の防除など農業を営む上で行わざるを得ないもの」など

野外焼却しないために

周辺の生活環境への影響を最小限に抑えるため、次のような方法が推奨されています。

- ②量は必要最低限にする
- ③時間は極力短くする
- ④天候、風向き、時間帯を考慮する



地球環境にやさしい社会
を目指して、ごみの減量
について考えていこう！

⑧

リサイクルの優等生
瓶・缶の行方

日頃、家庭での食生活で利用されることが多い瓶・缶は、集積所から回収された後、柳泉園組合のリサイクルセンターに搬入されます。

するワンウェイ瓶の2種類があります。リサイクルセンターでは、手作業によってリターナブル瓶を取り除いた後、ワンウェイ瓶を、白(透明)・茶色・緑・その他の色に分けて、細かく砕きます(カレット)。

瓶への再生(再製)

カレットは色ごとに再資源化事業者に引き渡し、白(透明)・茶色のカレットは、ほぼ100%瓶へ再生され、緑・その他の色は、瓶へ再生のほか、グラスウール(建築資材)や道路路盤材などの建設骨資材などに生まれ変わります。

減ってゆく優等生

瓶・缶は優等生と言われる一方、「割れる」「重い」「かさばる」などの理由から、年々ペットボトルを含むプラスチック製品に変わっていて、瓶・缶の消費量・生産量が減ってきています。



環境への負荷が少ない社会実現のためにも正しく分別し、ごみの減量・資源化にご協力をお願いします。

11月23日(祝)は
電気設備の点検のため
市役所本庁舎を終日閉館します

11月23日(祝)は庁舎内電気設備の点検を行うため、終日停電となります。それに伴い、終日市役所本庁舎を閉館します。

小型家電の実験回収品目

品 目		品 目	
1	デジタルカメラ・ビデオカメラ	13	電話機 (※30cm未満)
2	据え置き型ゲーム機	14	携帯用ラジオ
3	携帯型ゲーム機 (および付属品)	15	デジタル時計
4	C D ・ M D プレーヤー (※携帯型)	16	電動鉛筆削り
5	オーディオ類付属品 (ケーブル類)	17	電気あんか
6	I C レコーダー	18	懐中電灯
7	フォトプリンター (※30cm未満)	19	ヘアドライヤー
8	キーボード (※パソコン用)	20	電気アイロン
9	ルーター・モデム	21	カーナビゲーションシステム
10	電卓	22	電子血圧計・電子体温計
11	リモコン	23	家庭用磁気・熱療法治療器
12	電子辞書	24	電気工具 (※30cm未満)

※回収するものは、一般家庭ごみで、かつ30cm×30cm 以内のものに限り
ます。

《事前に電話でご予約を》

相 談 名	相 談 日 時	相 談 員	予 約 開 始 日 ・ 定 員 等	会 場
法 律 相 談	5 日・12 日	弁護士	11月29日(木)・各日8人	市役所 2 階 相談室
	19 日・26 日		12月13日(木)・各日8人	
登 記 相 談	5 日(水)午後1時から	司法書士	11月30日 (金) ・ 5 人	
表 示 登 記 相 談	5 日(水)午後1時から	土地家屋調査士	11月30日 (金) ・ 5 人	
税 務 相 談	12 日(水)午後1時から	税理士	12月7日 (金) ・ 5 人	
人権身の上相談	19 日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月14日 (金) ・ 4 人	
不 動 産 相 談	19 日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	12月14日 (金) ・ 5 人	
交 通 事 故 相 談	26 日(水)午後1時から	弁護士	12月20日 (木) ・ 5 人	
相 続 ・ 遺 言 ・ 成 年 後 見 等 手 続 相 談	12 日(水)午前10時から	行政書士	12月6日 (木) ・ 4 人	
年 金 ・ 労 災 ・ 雇 用 保 険 ・ 人 事 管 理 等 相 談	26 日(水)午前10時から	社会保険労務士	12月20日 (木) ・ 4 人	
経 営 相 談	平日の午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎ 471・7577	東久留米市 商工会館
女 性 の 悩 み 等 相 談	3 日・10 日	女性 カウンセラー	11月19日(月)・各日3人	男女平等 推進 センター
	17 日		11月30日 (金) ・ 3 人	
女 性 弁 護 士 に よ る 法 律 相 談	7 日(金)午前9時半～午後0時半	女性弁護士	11月22日 (木) ・ 3 人	
耐 震 相 談	12 日(水) 午後2時～5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 ☎ 473・3667	市役所 1 階 屋内ひろば
教 育 相 談 室	火曜～土曜 日	教育相談員	中央相談室 ☎ 473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)	
	月曜～金曜 日		滝山相談室 ☎ 475・8909 (西中学校隣)	
母 子 相 談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎ 470・7736	

◆東久留米市の行政相談…篠宮松美氏(南町、☎465・1839)▽岡部佳子氏(幸町、☎474・0379)▽内田國夫氏(弥生、☎462・7265)

12月の お気軽にご相談



《直接会場へどうぞ》

相 談 名	相 談 日 時	相 談 員	会 場
知的障害者相談	12 日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所 1 階 相談室
身体障害者相談	14 日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も可 ☎ 477・2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
職 業 相 談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所 1 階 ワークコーナー
住宅増改築相談	13 日(木) 午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋 事業登録団体協議会	市役所 1 階 屋内ひろば
消 費 者 相 談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可 ☎ 473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所 2 階)

《訪問します》

妊 婦 訪 問	訪問希望の方は健康課保健 サービス係 ☎ 477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤 ち ゃ ん 訪 問			

※東京都でも、「交通事故相談」 ☎ 03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせてください